ニューズレター
Newsletter

Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の ベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。
当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点

2016 年 11 月 No.VNM_001

1. 無権限者が行った取引の有効性
無権限者が行った取引は、当該無権限者が代理する企業に対して拘束力を有しない。これは、2005 年 6 月 14 日付けでベトナム社会主義人民共和国国会が発布した民法第 33/2005/QH11 号（以下「**2005 年民法**」という。）第 145 条に定める「無権限者が開始及び実行した取引により、本人の権利及び義務が生じることはない。」とする規定に照らした結論である。したがって、実務上、取引を開始する当事者にとって、その取引相手の署名者が当該取引相手を代理し当該取引を締結する法律上の権利及び行為能力を有しているかは、常に留意すべき事項である。

2. 企業を代理して取引を行う権限を有する者
上記の規定に照らすと、企業を代理して取引を行う権限を有する者を把握する必要がある。2005 年民法第 91 条によると、法人の代理は、法定代理又は委任代理による。そして、企業の法定代表者は、当該企業の設立決定書又はその定款に記載される。2014 年 11 月 26 日付けでベトナム社会主義人民共和国国会が発布した統一企業法第 68/2014/QH13 号（以下「**2014 年統一企業法**」という。）第 13 条によると、企業の法定代表者は、当該企業を代表して企業の取引から生じる権利を行使し、義務を履行し、仲裁人、裁判所の前で、原告、被告又は利害関係人として企業を代表する個人である。そのため、法定代表者による各取引ごと又は取引の種類ごとに別の個人がこれを行う適法な権限を書面により付与されている場合を除き、法律上、法定代表者は、企業を代理して取引を開始し、締結する権限を有する者である。したがって、法定代表者（又はその権限を付与された代理人）による取引に関する合意／契約の締結及び交付は、当該法定代表者を設置する企業に拘束力を有する。

企業の法定代表者が誰であるかの判断は、2014 年統一企業法に定められている。すなわち、有限会社（limited liability company）（以下「**LLC**」という。）及び株式会社（joint stockcompany）（以下「**JSC**」という。）は、一人又は複数の法定代表者を設置することができる。また、法定代表者のうち、少なくとも一人は常にベトナムの居住者でなければならない。一人社員の LLC（以下「**SLLCs**」という。）の場合、法定代表者は、定款において別途定める場合を除き、当該会社の会長又は委任代表者会議（以下「**社員総会**」という。）の会長でなければならない。複数社員の LLC（以下「**MLLCs**」という。）に関しては、会社の法定代表者について法律上何らの規定もない。JSC に関して、法定代表者は、法定代表者が一名のみの場合、取締役会（以下「**取締役会**」という。）の会長又は社長／取締役（以下「**社長**」という。）とされ、二人以上の法定代表者がいる場合、取締役会会長及び社長は、当然に会社の法定代表者となる。実務上、企業の法定代表者に関する詳細な情報は、当該企業の企業登録証明書等に記載されている。

3. 社員総会等の承認を要する場合
法定代表者は企業を代理して取引を行う権限を有するが、企業は、法定代表者が行ったすべての取引に拘束されるわけではない。すなわち、法律上、法定代表者が行った取引が無効となり得る一定の例外が定められている。例として、企業及びその「関係者」（2014 年統一企業法第 67 条、第 86 条及び第 162 条に規定される。）間の取引は、当該企業の法定代表者によって取引が締結された場合、当該取引が MLLCs の社員総会、社員総会／会社の会長、社長及び法人たる SLLCs の監査役又は JSC の株主総会（以下「**株主総会**」という。）若しくは取締役会（いずれか該当する方）による承認を受けていない場合に、無効な取引とされる。

また、2014 年統一企業法第 56 条、第 75 条、第 135 条及び第 149 条に定める MLLCs の社員総会、SLLCs の所有者、JSC の株主総会及び／又は取締役会の権限に基づく事項（以下「**特定事項**」という。）に係る取引も重要な注意点でもある。通常、かかる特定事項の詳細は、当該企業の定款において詳細に定められる。ここでの法律上の問題点は、MLLCs の社員総会、SLLCs の所有者並びに JSC の株主総会及び／又は取締役会（いずれか該当する方）の承認を受けずに当該企業の法定代表者が開始した特定事項に関する取引が企業の無権限者又は代表権の範囲外の代表者が開始した取引とみなされるか否かに関して、法律に何ら規定がないことである。
よって、かかる取引が有効か否かについて、法律には何らの規定もされていない。取引の安全を図るために、特定事項に係る取引の当事者は、かかる取引を行う前に、MLLCs の社員総会、SLLCs の所有者並びに JSC の株主総会及び／又は取締役会（いずれか該当する方）による該当の承認を取得することが望ましい。

2016 年 11 月 No.VNM_001

4. 無権代理または越権代理

法定代表者でない者又はその権限を付与された代理人でない者が行った場合であっても、取引がなお有効となり得る別の例外があることは、取引当事者にとって関心事であろう。この件に関して、2005 年民法第 145 条及び第 146 条によると、無権限者又は代理権の範囲を超えて代理人が行った取引は、本人又は代理人が当該取引に合意し、かつ、これを拒絶しなかった場合、状況によっては、なお効力を有するとみなされる余地がある。そのため、当該取引に起因する紛争があった場合、取引相手は、企業の無権限者又は代表権の範囲を超えて代表者が署名した当該取引に対する該当取引当事者の法定代表者による承認の存在を証明する証拠を裁判所に提出しなければならない。ただし、実務上、このような証拠を提出するのは容易なことではない。

この点に関し、ベトナム社会主義人民共和国国会が 2015 年 11 月 24 日付けで発布した、2017 年 1 月 1 日施行の改正民法第 91/2015/QH13 号（以下「**2015 年改正民法**」という。）では、この特例に対して、若干の変更が行われた。具体的には、2015 年改正民法第 142 条によると、代理人ではない者が行った取引は、本人が当該取引を承認した場合、本人が当該取引を認識していたが合理的期間内に異議申立てを行わなかった場合、又は取引相手が本人の過失により、取引を開始及び実行する者が無権限者であることを知らず若しくは知ることができなかった場合に、なお有効とされる余地がある。2015 年改正民法上の特例に関する規定は、2005 年民法上のこれに対応する規定と比較して、より広範、かつ、明確であるが、かかる特例を十分に証明する証拠が依然として求められている。

5. 企業の正当な権利の保護

契約の署名権限というと、語り尽くされたトピックに聞こえるかもしれないが、未だ重要な問題である。そのため、企業は、その正当な権利を保護し、取引の署名者の権限に起因する契約無効から生じるリスクを最小限に抑えるために、取引開始に先立ち、取引を行う署名者の権限を入念にチェックすることが必要となる。企業は、かかる権限を判断するために、その取引相手に企業文書（企業登録証明書、定款及び財務報告書等（必要に応じて））を提供するよう求めるべきであろう。特に、特定事項及び／又は関係者に係る取引の場合において、企業は取引相手に対し、法定代表者及び／又はその権限を付与された代理人が当該取引の開始及び実行に必要な承認を取得していることを証明する文書を求めることが望ましい。

| Contacts

Hanoi

上東 亘（アソシエイト）
ベトナム登録外国弁護士

日本で弁護士実務を経験した後、2012 年 9 月から約 2 年間、名古屋大学大学院法学研究科特任講師としてハノイ法科大学で教鞭をとりました。2015 年 3 月より APAC のハノイオフィスに出向しています。ベトナムでは、登録外国弁護士として、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、労働法務、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

> View Profile

Tokyo

鈴木 由里（パートナー）
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。

> View Profile

Tokyo

戸松 夏子（アソシエイト）
東京弁護士会

2013 年 8 月より APAC のホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

> View Profile

Ho Chi Minh City

グエン・ティ・クウィン・ザオ（コンサルタント）

2006 年にベトナム社会主義共和国弁護士として登録してから 10 年にわたりベトナム法実務に携わってきました。外資系企業のベトナム進出や事業展開に関する案件の豊富な経験を有し、M&A、不動産法務、一般企業法務、労働法務等の分野で幅広く活躍しています。

※ 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

> View Profile

Tokyo

二本松 裕子（パートナー）
第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。

> View Profile

Tokyo

三浦 康晴（アソシエイト）
東京弁護士会

前職では日系企業の東南アジア・ロシアといった新興国地域への進出支援に携った経験を有します。A&S 入所後も、ベトナムプラクティスメンバーとして、東京から日系企業のベトナム現地における様々な案件に取り組んでいます。

> View Profile

［お問合せ先］ aandsvietnam@aplaw.jp

> View About | Vietnam Practice

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

© Atsumi & Sakai 2016